

群馬大学社会情報学部学科長規程

(平成18. 4. 1)

制 定

改正 平成26. 4. 1

平成27. 4. 1

平成28. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学社会情報学部の学科長に関し必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 群馬大学学則第3条第1項に規定する社会情報学部の学科に学科長を置く。

(職 務)

第3条 学科長は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 学科を代表し、当該学科運営の総括及び連絡調整をすること。
- (2) 学科の会議を招集し、その議長となること。
- (3) その他学科の運営に関すること。

(選 考)

第4条 学科長候補者の選考は、学科から選出された社会情報学部の主担当を命ぜられた教授について、学部長が行う。

2 学部長は、学科長候補者を学長に推薦する。

(選考の時期)

第5条 学科長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 学科長の任期が満了するとき。
- (2) 学科長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学科長が欠員となったとき。

(任 期)

第6条 学科長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の学科長の任期は、前任者の残任期間とする。

(雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、学科長に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。